

太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準に係る
留意事項等

- (1) 太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第278号。以下「判断基準」という。）における、「発電事業目的で設置されたもの」については、当該施設等に関する電気の需給契約を上回る規模の太陽光発電設備を設置している場合等が該当する。また、「昼間の電力消費が一年間を通じてほとんどなく、又は昼間の電力消費がある時期が限られている施設又は設備に設置されたもの」については、当該施設等に関する電気の需給契約が、融雪用電力、公衆街路灯等のための契約であって、特定の季節や夜間の消費のみに適用される契約となっているものなどが該当する。

なお、需給契約の電気容量を上回る発電能力の太陽光発電設備を設置している場合や、500kW以上であるものの分割により外形的に小規模な単位のものとしている場合等は、太陽光電力買取の対象とはならない。したがって、500kWに満たない場合であっても、太陽光発電設備の発電能力が50kW以上の場合など発電事業目的である可能性が大きい場合には、需給契約の電気容量と比較して判断する必要がある。

- (2) 判断基準(1)における「住宅」とは、家庭・個人の居住の用に供される家屋（集合住宅を含む。）をいう。

店舗、事務所等を兼用している場合も、原則として「住宅」と評価される。なお、当該太陽光発電設備が住宅用であるか否かは、低圧に連系される受給契約であるかどうかを判断の基礎とする。

- (3) 判断基準(1)①等における「発電能力」は、最終的に有効に利用できる発電能力を指し、太陽光発電設備の出力そのものではなく、太陽光発電設備の出力といわゆるパワーコンディショナーの容量のいずれか小さい方を指す。また、その規模の把握は、当該施設等に設置された太陽光発電設備の全体を合計した量によることを原則とするものとする。

- (4) 判断基準(1)①i)等における単価は、消費税等相当額を含むものとする。

- (5) 判断基準(1)①i)ただし書等における「自家発電設備等が設置されている場合」については、太陽光電力買取の趣旨を踏まえ、いわゆるリレー装置が設置されている等、当該自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流することがない場合にのみ対象となる。

- (6) 判断基準(1)①ii)等における期間については、太陽光発電設備の増減等により契約の更改があった場合であっても、当初の買取り開始時

点を起算点とする。また、10年間は、検針日間の1月を単位として考慮する（10年間＝120月）ものとする。

- (7) 判断基準(2)における「非住宅」とは、工場や事業所等の住宅用途ではない建築物をいい、例えば、庁舎、病院、道路施設、駅舎、上下水道施設、学校、商業施設、防災施設等がこれに該当する。
- (8) 太陽光電力買取は、特定規模電気事業者が、一般電気事業者による当該特定規模電気事業者の需要家の余剰電力を買い取る手続を代行することにより行うことができる。
- (9) 判断基準(注)において、太陽光電力買取に要した費用を転嫁される一般電気事業者及び特定規模電気事業者の需要家については、一般電気事業者が維持・運用する送配電線に接続している者が該当する。
- (10) 判断基準(注)①における「回避可能費用」は、全電源平均可変費用による算定を行うこと。ただし、平成21年11月1日以降に一般電気事業者が電気事業法に基づき料金原価等の算定を行い、その結果に基づく新たな料金が適用されるまでの間については、現在の料金原価等に含まれている太陽光発電による電気の購入費用相当額から全電源平均可変費用相当額を控除した額について、合わせて控除するものとする。
- (11) 判断基準(注)③における「転嫁の単価は単一」については、供給電圧にかかわらず単一とするものとする。
- (12) 判断基準(注)における算式により算定した転嫁の単価(消費税等相当額加算前)について、1銭未満の数値が発生した場合については、当年度の単価については小数点以下の数値を切り捨てする方法により処理し、それにより生じた転嫁額の不足については、翌年度の転嫁額において調整するものとする。
- (13) 判断基準(注)における各電気の需要家に転嫁する額の算式については、従量制の需給契約を締結している場合には、この算式により算出されることとなる。定額制の需給契約を締結している場合及び従量電灯の最低料金部分については、この算式に準じた算定方法により算出されることとなる。
- (14) 判断基準(注)における当年度の転嫁額の算式について、託送供給の場合には、「使用電力量」とあるのは、「接続供給電力量」とする。
- (15) 判断基準(注)における算式により算定した当年度の転嫁額について、前年の買取総額との間で過不足が生じた場合は、翌々年度の転嫁額において調整するものとする。なお、一般電気事業者は(12)の転嫁額の不足分とともに、上記の過不足の額を経済産業省に報告し、これらを踏まえて判断基準(注)における算式により算定した次年度の転嫁の単価

を買取制度小委員会において審議するものとする。

- (16) 判断基準(1)及び(2)にしたがった太陽光電力買取は、平成21年11月1日以降の最初の検針日又は計量日から順次開始するものとする。なお、これに関し、判断基準(注)④の太陽光電力買取に要した費用の総額の集計期間を1年とするのは、平成22年1月以降とする。